

調 査 結 果

令和3年4月12日

報告者

弁護士 小 黒 智 広

同 稲 田 安由未

第1 調査内容

令和3年2月から令和3年3月までに5回の委員会を開催した。

回	開催日	内 容
1	令和3年2月9日	事案の概要について、県教育委員会から聴取し、今後の調査計画を確認。
2	2月18日	当該生徒およびその保護者からの聴き取り
3	2月24日	教員および学校長からの聴き取り
4	3月4日	当該生徒と同クラスの生徒からの聴き取り
5	3月5日	当該生徒と同クラスの生徒から聴き取り

第2 本調査により認定された事実について

1 検討事項

検討事項は、令和2年9月下旬の授業内に、当該教員が「この地域で陽性者が出た。俺も最近やばいでマスクしようと思う。家族がここにおるからな。」という発言をしたか否か、同年10月2日（金）、職員室に入室した当該生徒に対し、当該教員が「お前来たで危ないでマスクするわ。」という発言をしたか否かである。

2 事実認定

(1) 検討事項 について

当該生徒は、9月下旬の授業中に、「この地域でコロナが出て、この学校にもその家族もおるから、俺も危ないから気をつけようと思って、最近マスク付けるようにしてるんさ。」と当該教員が発言したと話している。他方で、当該教員は、「この地域でもコロナが出たので、気を付けてやっていく。進路指導中なので気を付けてやっていこう」という趣旨の発言をしたにとどまり、同発言は当該生徒を意識したものではないと説明している。

前記の当該生徒のクラス生徒のアンケート結果（令和3年2月17日実施）によれば、授業中、具体的な地域名が出たという回答はなく、「家族」の話は出てきていないもしくは覚えていないという回答であった。また、いずれの生徒も当該教員が注意喚起をするという内容のものであったと回答している。

そうすると、当事者以外の第三者において、当該教員が「この地域で陽性者が出た。俺も最近やばいでマスクしようと思う。家族がここにおるからな。」旨の発言をしたという証拠はなく、本調査をもってしても当該教員がそのような発言をしたと認定することはできない。

(2) 検討事項 について

同年10月2日（金）、進路指導を受けるために職員室に入室した当該生徒に対し、当該教員が「お前来たで危ないでマスクするわ。」という発言をしたか否かであるが、当該生徒は、当該教員が「お前来たで危ないでマスクするわ。」と発言したと話しているのに対し、当該教員は「マスクするわ。」と発言したと話している。

当該生徒及び当該教員以外に発言を聞いた者はなく、他に証拠はないものの、当該教員は、同年10月16日の当該生徒への謝罪の席で「お前来たでマスクするわ。」という発言をしたことを認めており、双方の言い分が食い違っていることを認識しつつ、当該生徒や保護者から迫られることなく、自らに不利益な事実を認めていることから、「お前来たでマスクするわ。」という発言があったと認めることはできる。

この点、当該教員は、同年10月2日、校長からの事実確認の際、「そのような発言（当該生徒の保護者から報告があった発言）をしました」と校長へ説明しているが、その後、「記憶にない」、「私が間違っていました」と話すなど、話す内容が変遷していること、当初の校長からの事実確認の際も、突如不適切発言があったか否かを指摘され動揺し、当該生徒の訴えている内

容を正しく把握しないままに対応したという状況であったこと、他に客観的な証拠がないことも合わせ考えると、当該教員が「危ないで」と発言したのか否かは明らかではない。

また、「危ないで」という発言の有無であるが、同年10月16日の当該生徒への謝罪の席で当該教員が当該生徒や保護者に対し、「お前が来たから危ないで、マスクするわって言ったんですよね。」との質問に対し、「はい。」と答えている。

当事者双方の会話のやりとりをみるに、「お前来たでマスクするわ」という発言については、当該教員が自ら認めているのに対し、「危ないで」という部分に関しては、当該生徒の保護者からの質問に「はい」と答えているにすぎない。このような当事者双方のやりとりをみるに、「危ないで」という発言の有無に関しては、双方の認識（当該教員が発言をした内容につきどの部分まで認めているのか）が食い違うまま会話が進んでいる状況が伺え、当該教員が「お前来たで危ないでマスクするわ。」との発言までを認めたとは言いがたく、「危ないで」という発言をしたという事実は認めることができない。

第3 おわりに

調査結果は、前記のとおりであるが、当該教員に差別的な意図がなかったにせよ、「お前来たでマスクするわ。」との発言自体、当該生徒を深く傷つけることとなったことには変わりなく、「危ないで」という表現があったか否かは関係がない。当該教員に当該生徒が自身の発言をどのように受け取るのかという発想や当該生徒への配慮が欠けていたのは明らかである。

また、学校における対応（校長による対応、担任による対応及び当該教員による対応）には不誠実さがみられ、これにより、当該生徒や保護者に不信感や不満を抱かせ、問題の解決の遅れにも繋がった。

当該学校は、当事者への事実確認を十分に行わないまま本事案の解決に取り組み、当該生徒や保護者に不信感を与える結果となってしまったが、まずは十分な事実確認を行うべきであったといえる。

以 上